甲州市公告第8号

公募型プロポーザル方式実施の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施する。

平成29年11月17日

甲州市長 田辺 篤

1 件名

甲州市多言語観光マップのシステム構築及び多言語観光パンフレット 制作業務委託

2 発注概要

甲州市多言語観光マップのシステム構築及び多言語観光パンフレット制作業務について、専門知識と経験を有する事業者から支援、助言を得ることにより効果的な多言語観光マップシステム構築及び多言語観光パンフレットを制作する。

詳細は、甲州市多言語観光マップのシステム構築及び多言語観光パンフレット制作業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。なお、仕様書は、甲州市ホームページに掲載する(ダウンロードが可能)。

3 契約期間

契約締結の日から平成30年3月23日まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1)提案時に本市が規定する入札参加資格を有するものの内、山梨県内に本店、本社があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立 て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の 申立てがなされていないこと。ただし更生手続開始の決定又は再生計画認 可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

- (4) 甲州市からの指名停止期間中でないこと。なお、公告日から企画提案書の提出期限までに指名停止処置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (5) 公告日において納期限が到来している、国税(法人税(個人にあたって は所得税)並びに消費税及び地方消費税)、県税及び市町村税を完納してい ること。
- (6) 甲州市内に事業所を置く法人にあっては、公告日において納期限が到来している甲州市税を企画提案書の提出期限の前日までに完納していること。
- (7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 本業務を遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び類似事例での豊富な業務経験を有する者を従事させることができること。

5 手続き

甲州市多言語観光マップのシステム構築及び多言語観光パンフレット制作 業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)のとおり。 なお、実施要領、仕様書、各種様式は甲州市ホームページで公表するので、 適宜ダウンロードすること。

6 担当部署

甲州市役所 観光交流課 企画・宣伝担当(担当:有賀) 〒404-8501 甲州市塩山上於曽1085番地1 電話0553-32-5091(直通) FAX0553-32-5174 メールアドレス: kankou@city. koshu. lg. jp